

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人みなわ会

社会福祉法人みなわ会は、施設及び事業所の入居者や利用者の健康と安全を確保するために、感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を保護するために本指針を定める。

1. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する基本的考え方

施設及び事業所は感染症に対する抵抗力の弱い高齢者が生活または利用する場であり、こうした高齢者が多数活動する場合は、感染が広がりやすい状況にある事を常に認識することが重要である。感染症および食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染症が発生した場合には迅速で適切な対応に努める。

2. 感染症予防対策委員会の設置

(1) 目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症予防対策委員会を設置する。

(2) 感染症予防対策委員会の構成

感染症予防対策委員会は、次に掲げる者で構成する

- ・施設長　・事務長　・管理者　・相談員　・栄養士　・介護職（寮父母含む）
- ・その他必要に応じて施設長が指名する者

(3) 委員会の運営

委員会は年4回開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。

(4) 委員会の役割

- ・感染症の予防対策及び発生時の対応
- ・各マニュアル等の作成
- ・職員の研修プログラムの検討
- ・予防対策・マニュアル等の周知徹底
- ・感染症および食中毒の予防及びまん延防止の研修を年2回以上開催
- ・新規採用時に感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の研修の実施

3. 感染発生時の対応に関する基本方針

(1) 平常時の対策

手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に努める。マニュアルを整備し、職員に周知徹底し、必要に応じて見直すものとする。

(2) 発生時の対応

施設内で感染症が発生した時は、感染症予防対策委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、感染症予防対策委員会及び全職員に周知する。

疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染等）を追加して実施する。

また感染症の疑いや感染症が発生した時には、かかりつけ医、協力医療機関に報告し、感染対策について連携を取る。報告が義務付けられている病気が特定された場合は、速やかに保健所や担当行政機関に報告をする。

感染症が集団発生した場合は、保健所等と連携を図って対応する。

4. その他

(1) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染症予防対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(2) 閲覧

この指針は、当法人の事務所に常設し、かつ当法人ホームページに掲載しており、いつでも閲覧することが出来ます。

(附則)

平成 24 年 5 月 1 日施行

令和 4 年 4 月 1 日改正